

第1章 検証と実況見分

第1節 検証の意義

「**検証**」とは、物的証拠について、その存在および状態を五官の作用で実験・認識することによって行う真実発見のため、強制捜査手続である。人の身体や場所も、物として検証の対象となる。

犯罪現場に臨んで犯行当時の状況を取り調べる場合を「**通常検証**」といているが、検証はこれに限られない。証人について、その供述のさいの挙動、発言の様態等を観察することも検証であるし、書証について、その配字・墨色・筆跡などを取り調べることもまた検証の一種である。すなわち、「**広義の検証**」のうちには、証人尋問・鑑定・通訳・翻訳等も含まれる。訴訟法では、これらを別に規定して、検証と区別している。また、公判廷（裁判所）で、個々の物についての検証は、刑訴法上「**証拠物の取調**」と呼ばれ、特別の方式が定められている（刑訴306条）。

「**身体検査**」も身体に対する検証であるが（刑訴129条）、強制捜査手続として行う場合には、特に人身保障の見地から、一般の検証から切り離し、検証令状とは別に、

【刑事訴訟法】

第306条 検察官、被告人又は弁護人の請求により、証拠物の取調をするについては、裁判長は、請求をした者をしてこれを示させなければならない。但し、裁判長は、自らこれを示し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを示させることができる。

② 裁判所が職権で証拠物の取調をするについては、裁判長は、自らこれを訴訟関係人に示し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを示させなければならない。

身体検査令状を必要とすることになっている（刑訴218条1項後段（☞5頁参照））。ただし、令状なしに検証できる場合（刑訴220条（☞5頁参照））には、身体検査にも令状を要しない。

「**司法検視**（刑訴229条）」は、五官の作用により、変死体または変死の疑いのある死体を検査して、犯罪の嫌疑の有無を発見するため行われる処分で、検察官または検察官の命を受けた検察事務官、あるいは司法警察職員の行うものである。五官の作用で行う点では検証と似ているが、検証と異なり強制捜査手段ではなく、犯罪捜査の前提となる任意手続であるから、もちろん令状は必要としない。もつとも、司法検視等により犯罪の嫌疑を認めて死因等を解明するため、法解剖をする場合は、検証令状（刑訴222条1項（☞次頁参照）、129条）又は鑑定処分令状（刑訴225条（☞次頁参照）、168条）を要する。

【刑事訴訟法】

第129条 検証については、身体の検査、死体の解剖、発掘、物の破壊その他必要な処分をすることができる。

第168条 鑑定人は、鑑定について必要がある場合には、裁判所の許可を受けて、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り、身体を検査し、死体を解剖し、墳墓を発掘し、又は物を破壊することができる。

② 裁判所は、前項の許可をするには、被告人の氏名、罪名及び立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物並びに鑑定人の氏名その他裁判所の規則で定める事項を記載した許可状を発して、これをしなければならない。

③ 裁判所は、身体の検査に関し、適当と認める条件を附することができる。

④ 鑑定人は、第1項の処分を受ける者に許可状を示さなければならない。

⑤ 前3項の規定は、鑑定人が公判廷である第1項の処分については、これを適用しない。

⑥ 第131条、第137条、第138条及び第140条の規定は、鑑定人の第1項の規定によつてする身体の検査についてこれを準用する。

第229条 変死者又は変死の疑いのある死体があるときは、その所在地を管轄する地方検察庁又は区検察庁の検察官は、検視をしなければならない。

② 検察官は、検察事務官又は司法警察員に前項の処分をさせることができる。